

# 印鑑登録について

昨年九月一日より、都留市印鑑

条例が改正され、いわゆる手帳方

式（間接証明方式）となりました。

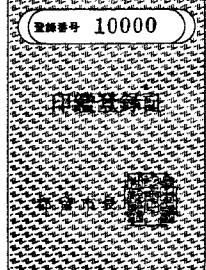
この登録手続きにつきましては、

その際広報でお知らせいたしまし

たので、今回は登録にふさわしい

印鑑、不適当な印鑑について説明

いたします。



## 〔注意〕

- この登録前は、あなたが登録の登録を受けていることを証明する大切なものです。
- 印鑑登録申請書の交付料、印鑑登録料、登録料、印鑑登録料の交付料を請求することはこの登録料を必ず支払って下さい。
- お名を知らない事務に上記これらのが印鑑を作成人に委任し上書きするときは、この登録料を代金として支払って下さい。
- この登録料を差し入れてはき損したときは引取を受ける事務に上書きして下さい。
- この登録料を上書きしたときは第三者による不正使用を防止するため直ちに提出下さい。
- 登録印鑑を失したときに直ちに印鑑登録の廃止申請をして下さい。

## 収入役就任に際して



都留市収入役 初原 式

このたびは、はからずも古職員としても大先輩であります佐藤収入役の後任として現職の市職員としては始めて選任されましたが、

このたびは、はからずも古職員としても大先輩であります佐藤収入役の後任として現職の市職員としては始めて選任されましたが、

このたびは、はからずも古職員としても大先輩であります佐藤収入役の後任として現職の市職員としては始めて選任されましたが、

印鑑にあらわす文字は戸籍住民票または外国人登録原票に記録または、記載されている文字でなければならぬこと。

例えば「渡邊國彦」を「渡辺國彦」とする程度は容認される範囲とされますが、「大田」を「大多」

職員として誠に身に余る光栄であります。

またその反面、責任の重大さを痛感している次第でございます。

もとより浅学非才な私ではございますが、ご期待にそむかぬよう微力ではあります、誠心誠意努力を重ねる所存でございます。

昭和55年度におきましては、国、地方を通じて財政危機が引き続き深刻な状況にありますが、飛躍の80年代を目指す本市が市政の順調な進展をみておりますことは市民の皆様とともに喜びに堪えないところでございます。

このたびは、はからずも古職員としても大先輩であります佐藤収入役の後任として現職の市職員としては始めて選任されましたが、

印鑑にあらわす文字は戸籍住民票または、記載されている文字でなければならぬこと。

印鑑にあらわす文字は戸籍住民票または、記載されている文字でなければならぬこと。

または「とよ」を「とよ子」とする類は不適当です。

字体について

字体は楷書体、てん書体、行書体等いろいろありますが、要是戸籍住民票に記載されている氏名と同一であることが判読出来る程度

本年度の本市の予算規模は一般会計及び特別会計を含め七千数億円にものぼっており、事務量、その処理方法ともに複雑多岐に渡っております。

私は市民の皆様の台所をあずかる者として、これらの問題に真剣に取り組んでいきたいと考えております。

私は市民の皆様の台所をあずかる者として、これらの問題に真剣に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後市民の皆様、また関係機関の方々のご協力とご鞭撻を戴いて、この重責を果して参りますので、今後市民の皆様、まことに皆様のご協力を切にお願いいたします。

之印についても、例えば「田中一」之印を「たなかかずゆき印」と誤認する場合もあるので、この点ご留意ください。

三文印について

世間でいわゆる三文印といわれるのは実印（登録印）としてふ

（一般的、常識的に）であればよいとされています。

文字の組合わせについて

印鑑にあらわす文字の組合せについては、いろいろの方法がありますが、氏名、氏、名、氏名の一部を組合せたもので

登録出来る氏名の組合せ方法は（氏名甲野一郎の場合）

イ 氏および名の頭文字を組合せたもの（例）甲野一

ロ 氏の頭文字に名の頭文字を組合せたもの（例）甲野一

（1）登録出来る氏名の組合せ方法

（2）登録出来ない氏名の組合せ方法

イ 氏の末尾と名の末尾を組合せたもの（例）野郎

ロ 氏と名の末尾を組合せたもの（例）甲野郎

ハ 之印と之章の組合せについて

従来から印章を作成する場合、氏名の文字のつぎに「○○之印」「○○之章」のように文字を加えることがあります。注意を要するのは「章」は「あきら」と読むことが出来、その名「一」之章と刻印してあるのを、読み方によつては「かずゆきあきら」となる恐れもあります。

之印についても、例えば「田中一」之印を「たなかかずゆき印」と誤認する場合もあるので、この点ご留意ください。

三文印について

さわしくありません。三文印とは「広辞苑」によれば安価で粗雑な印判とあり、駅の売店などで売られており、誰でもいつでも容易に求められ、識別するのが、きわめてむずかしく、取引の安全に寄与しようとする印鑑登録証明制度の目的から考えれば、不適当と言はざるを得ません。

印影の大きさについて

印影の大きさにつきましては、一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、または25ミリメートルの正方形に収まらないものは登録出来ません。

この外輪郭の30%以上欠損しているもの、磨滅しやすいゴム印、にじみやすいインク付の印なども登録印として不適当です。

以上印鑑登録に適否な規準を示しましたが、登録申請の手続きなどにつき、ご不明な点がございましたら、市民課、各出張所にお問い合わせください。

なお登録事務につきましては、登録は厳格に証明は簡潔に」という原則によって、登録はきわめて厳重な審査と取扱いがなされておりますので、不都合を感じられないこともあります。

が、今後もご理解とご協力をお願ひいたします。

